被災児童生徒就学支援等事業交付金による就学支援事業の継続を求 める意見書

東日本大震災から4年9か月が経過した。平成23年度に創設された被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金は、平成27年度から被災児童生徒就学支援等事業交付金となり、被災した子どもたちには、学校で学ぶための諸経費及びスクールバスの諸経費を含む通学費等の補助が行われ、極めて有効な支援事業として機能している。

現在も多くの子どもたちが福島県内外で避難生活を送り、避難先のそれぞれの学校で学んでいる。未だにふるさとに帰還することもできず、経済的な支援を今後も必要とする子どもが多く、特に、仮設住宅及び借り上げ住宅に暮らす子どもたちは、大変厳しい環境の中で生活し学んでいる。スクールバスや保護者の送迎により通学している子どもも多くいる。

また、福島県だけでなく、宮城県、岩手県など広範囲の被災地でも、被災した 多くの子どもの就学支援が行われている。このような中、被災児童生徒就学支援 等事業交付金による就学支援は非常に重要であり、平成28年度も特例交付金制度 を継続するため、必要な財政措置を行うなど、被災した子どもたちに継続した就 学支援事業を実施できるようにする必要がある。

よって、政府においては、次の事項を実現するよう強く要望する。

1 東日本大震災によって経済的に困窮している家庭の子どもたちの就学・修学 を保障するため、引き続き、平成28年度も全額国費で支援する被災児童生徒就 学支援等事業交付金を継続すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成27年12月17日

安 倍 晋 三 様 内閣総理大臣 総務 大 臣 市早苗 様 高 生 太 郎 様 財 務 大 臣 麻 文部科学大臣 浩様 馳 復 興 大 臣 髙 木 毅様